



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

これは、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

社会保険料控除を受けるためには？

控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

令和3年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には、11月上旬までに「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は？

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」については、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。（☎0570-05-1165）

年金請求の 手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取ることができる方には、日本年金機構から封筒（A4サイズ）またはハガキで請求書をお届けしていますので、忘れずに手続きしてください。

請求書が届く時期

▽65歳になる誕生日の3カ月前または誕生日

（誕生日の前日から請求手続きができます）

▽その他、年金が受け取れるようになったとき

年金相談が開設されます ※事前予約制

函館年金事務所による年金相談が下記のとおり開設されます。

相談を希望される方は、事前に時間予約していただくこととなりますので、役場町民課へ電話などでお申し込みください。（定員になり次第締め切ります）

- 日時 11月18日(木)
10:30～15:00
- 会場 役場町民室
- 申込期限 11月11日(木)

お気軽にご利用ください



いい 未来 11月30日は年金の日です！

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンから年金記録の確認や年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net

